

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

青色事業専従者に支払った退職金

Q : 私は長らく個人で事業を営んできましたが、規模も大きくなってきたため、法人組織に変更し、個人事業当時の使用人に対し退職金を支給しました。

また、青色事業専従者として長男も働いていましたので、長男にも退職金を支給しましたが、長男への退職金は事業所得の必要経費として認められますか。

A : 青色事業専従者に支払った退職金は必要経費に算入できません。

【解説】

事業主と生計を一にしている配偶者その他の親族に支払う給料等は、所得税法上原則として必要経費に算入することはできませんが、青色申告者が、その事業に専ら従事する青色事業専従者に対して、「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載されている方法に従い、その記載されている金額の範囲内において給与を支払った場合には、専従者の労務の対価として相当額であれば必要経費に算入できるという特例があります。

しかし、ここでいう「給与」とは、給与所得の収入金額になる給料、賞与、手当などであって、その専従者がその事業に従事している期間に受けるべきものに限定されています。ご質問の専従者が受けた退職金は、「給与」ではありません。

したがって、長男への退職金は、事業所得の計算上必要経費に算入することはできません。

